

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休みのときは、
翌日)

目 次

◇ 告 示 字の区域の変更等（地方課）

クリーニング師の研修の指定（衛生課）

クリーニング所の業務に関する講習の指定（〃）

土地改良区の役員就退任（農村整備課）

土地改良区の役員退任（〃）

保安林の指定の解除予定（三件）（造林課）

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）

告 示

鳥取県告示第四百四十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、大山町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成三年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成三年一月三十日現在の地番による。）
安原字狐塚	今津字狐塚七一の五 安原字狐塚の全域
廃止する字の名称	今津字狐塚

鳥取県告示第四百四十七号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二に規定するクリーニング師の資質の向上を図るための研修を指定したので、次のとおり告示する。

平成三年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 主催者の名称及び所在地

財団法人全国環境衛生営業指導センター
東京都新宿区四谷四丁目三番一号

二 開催年月日、会場の名称及び所在地並びに受講予定人員

開催年月日	会場の名称	所 在 地	受講予定人員
平成三年七月七日	倉吉スポー ツプラザ	倉吉市山根五三九一	五〇人

三 受講料 四千五百円

鳥取県告示第四百四十八号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の三に規定するクリーニング所の業務に関する知識の習得及び技能の向上を図るための講習を指定したので、次のとおり告示する。

平成三年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 主催者の名称及び所在地

財団法人全国環境衛生営業指導センター

東京都新宿区四谷四丁目三番一号

二 開催年月日、会場の名称及び所在地並びに受講予定人員

三 受講料 四千元

開催年月日	会場の名称	所 在 地	受講予定人員
平成三年六月十六日	米子保健所	米子市西福原四四四	一六八人
平成三年六月三十日	鳥取市福祉文化会館	鳥取市西町二丁目三一	一七六人
平成三年七月二十一日	倉吉市農業協同組合	倉吉市越殿町一四〇九	一二二人

鳥取県告示第四百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり郡家土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成三年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 岡 垣 義 夫 八頭郡郡家町大字市場一八〇

露 木 忠 治 大字篠波七八

加 藤 一 美 大字上峰寺一八八

" 桑 村 茂 " 大字山田二一
 " 木 下 勲 " 大字大坪五三五
 " 山 根 茂 " 大字稲荷九七
 " 中 山 一 俊 " 大字門尾二九八
 監 事 平 尾 健 男 八頭郡郡家町大字別府二六九一六
 " 小 谷 勲 " 大字宮谷七七一四
 平成三年四月二十七日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 平 井 嗣 夫 八頭郡郡家町大字市場一六三
 " 露 木 忠 治 " 大字篠波七八
 " 加 藤 一 美 " 大字上峰寺一八八
 " 桑 村 義 昭 " 大字山田一七〇
 " 古 家 祐 之 介 " 大字大坪四一四
 " 山 根 茂 " 大字稲荷九七
 " 中 山 一 俊 " 大字門尾二九八
 監 事 平 尾 健 男 八頭郡郡家町大字別府二六九一六
 " 小 谷 勲 " 大字宮谷七七一四
 平成三年四月二十八日就任 任期四年

鳥取県告示第四百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり佐治村土地改良区から役員が退任した旨の届出があ

ったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成三年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理 事 田 中 義 孝 八頭郡佐治村大字加茂四五二
 平成三年三月十二日退任

鳥取県告示第四百五十一号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市伏野字石山ノ鼻二二五六の六五

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

学校用地とするため

二一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市伏野字石山ノ鼻二二五六の六二、二二五六の六五

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

学校用地とするため

鳥取県告示第四百五十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成三年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字安蔵字西ヶ谷奥一〇九三の一九（次の図に示す部分
に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百五十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成三年五月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字山口字浅井本谷一九四四の二・一九四四の三・字良
源寺一九四五の五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び関金町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十一号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に
関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の

規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成三年五月二十一日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

アレンジボール遊技機	ばちんこ遊技機				遊技機の種類
スーパージャトル	タインバックII	ファルコンI	ロボくんGP	ファイバーボールテック SSP	型 式
株式会社藤商事		株式会社三共			製 造 業 者 名